

乗らない・頼まない・見逃さない

非適合車ゼロ宣言

流入車規制の概要

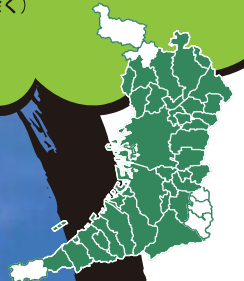
大阪府の条例によりNOx・PMの排ガス基準を満たさないトラック、バスなどの対象自動車※①は大阪府域※②を発着出来ません。(通過のみは可能です)

※① 対象自動車

- ・1ナンバー、4ナンバーのトラック、バン
- ・2ナンバーのバス、マイクロバス
- ・8ナンバーの特種自動車
(人の運送の用に供する乗車定員が11人未満のものを除く)

※② 自動車NOx・PM法の対策地域 **大阪府域37市町村**

(豊能町、能勢町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村を除く)



非適合車

適合車ステッカー制度の終了

適合車へのステッカーの表示は不要となりました。



規制の継続

流入車規制は継続します。大阪へは排ガス基準に適合したトラック、バスなどでお越しください。



< 条例改正 >

流入車規制の実施により非適合車の流入割合が減少するなど一定の効果が得られたことから、大阪府生活環境の保全等に関する条例を改正し役割を終えた義務を緩和しました。

(平成29年3月29日施行)



① 適合車ステッカー表示義務の終了

適合車を見分ける為のステッカーの表示については、外観の老朽化具合で一定判別できるため終了となりました。また、大阪府によるステッカーの交付も終了しました。

② 荷主等による適合車使用のための措置の一部終了

運送委託等の際の適合車の使用を求める義務は終了となりました。また、適合車使用の確認・記録の義務は終了となりました。
※物品購入などの際の使用の求めの義務は継続します。

③ 知事への措置報告義務の終了

特定運送事業者、特定荷主等及び特定旅行業者による知事への措置等の報告義務は終了となりました。

④ 施設管理者の周知義務の一部終了

トラックターミナルや貨物駅など主に事業用自動車(緑ナンバー)が出入りする施設については対象外となりました。中央卸売市場や展示施設等、自家用自動車(白ナンバー)が出入りする施設については、周知の義務を努力義務に緩和しました。

大阪府ではさらなる大気環境改善のため、非適合車の根絶を目指して流入車対策を推進していきます。今後も、府内対策地域での「荷物の積卸し」「人の乗降り」「作業」などの発着を伴う運行には排ガス基準に適合した車の使用が必要です。

※罰則等について

- ・適合車使用義務の違反者には、適合車等の使用を命じるとともに氏名等を公表します。
また、適合車等の使用命令に違反した者には50万円以下の罰金が科せられます。

大阪府は非適合車ゼロを 目指します！



問い合わせ先

大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全課 (ECO 交通推進センター)
大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)21階
電話 : 06-6210-9586(直通)